

○国土交通省告示第八百七十二号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。

- 一 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 二 朝日火災海上保険株式会社
- 三 エース損害保険株式会社
- 四 共栄火災海上保険株式会社
- 五 ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- 六 セコム損害保険株式会社
- 七 セゾン自動車火災保険株式会社
- 八 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 九 大同火災海上保険株式会社
- 十 東京海上日動火災保険株式会社

- 十一 日新火災海上保険株式会社
- 十二 富士火災海上保険株式会社
- 十三 三井住友海上火災保険株式会社
- 十四 明治安田損害保険株式会社
- 十五 全国共済農業協同組合連合会
- 十六 全国自動車共済協同組合連合会
- 十七 全国トラック交通共済協同組合連合会
- 十八 全国労働者共済生活協同組合連合会

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（自動車損害賠償保障法施行令に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを朝日火災海上保険株式会社等に委託した件等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和三十一年運輸省告示第百三十三号（自動車損害賠償保障法施行令に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを朝日火災海上保険株式会社等に委託した件）
- 二 昭和四十一年運輸省告示第百三十二号（自動車損害賠償保障法施行令の規定に基づき損害のてん補額の支払の請求の受理等の決定以外のものを全国共済農業協同組合連合会に委託した件）
- 三 昭和四十七年運輸省告示第百七十六号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）
- 四 昭和五十八年運輸省告示第百三十九号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）
- 五 平成二年運輸省告示第百六十一号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約の締結及び当該業務を委託した件）
- 六 平成九年運輸省告示第百七十四号（自動車損害賠償保障事業の業務の一部を委託した件）
- 七 平成九年運輸省告示第百四十号（自動車損害賠償保障事業の業務の一部を委託した件）

- 八 平成十年運輸省告示第百八十五号（自動車損害賠償保障法施行令第二十二條第一項の規定に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを、全国自動車共済協同組合連合会に委託した件）
- 九 平成十三年国土交通省告示第千四百八十四号（自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業の業務の一部を全国トラック交通共済協同組合連合会に委託した件）